

令和4年度

第1回

湧別町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和4年6月9日(木) 午後7時00分

場 所 文化センターTOM 研修室

湧別町国民健康保険運営協議会委員名簿

【任期：令和4年4月1日～令和5年2月28日】

区 分	氏 名	住 所
被保険者を代表する委員	北 村 茂	上湧別屯田市街地
	久 保 美恵子	芭 露
	深 澤 繁 子	緑 町
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員	澁 谷 努	中湧別中町
	竹 林 秀 人	上湧別屯田市街地
	桂 敦 史	中湧別北町
公益を代表する委員	後 藤 哲 司	中湧別南町
	佐 藤 あけみ	登 栄 床
	長谷川 美香	上湧別屯田市街地

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 町長挨拶

4. 議 案

(1) 報告第1号 令和3年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

(2) 議案第1号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号

令和3年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

令和3年度湧別町国民健康保険特別会計決算は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和4年6月9日提出

湧別町長 刈田智之

令和3年度湧別町国民健康保険特別会計決算

【歳入】

(単位：円)

科目	令和3年度		前年度決算額	前年度決算額との比較	備考	
	予算額	決算額				
保険税	現年度分	412,485,000	413,837,200	450,601,972	△ 36,764,772	医療分、後期分、介護分
	滞納繰越分	5,762,000	6,235,580	6,556,565	△ 320,985	
使用料及び手数料	50,000	49,100	53,860	△ 4,760	保険税督促手数料	
道支出金	941,384,000	898,985,205	767,922,076	131,063,129	保険給付費等交付金	
財産収入	18,000	17,051	33,126	△ 16,075	基金利子収入	
繰入金	134,602,000	127,323,284	83,404,890	43,918,394	一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、基金繰入金	
繰越金	6,375,000	6,375,962	8,165,127	△ 1,789,165	前年度からの繰越金	
諸収入	1,100,000	1,797,746	1,331,720	466,026	保険税に係る延滞金、返納金、特定健診自己負担分等	
国庫支出金	684,000	674,000	4,777,000	△ 4,103,000	新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免分補助金	
歳入合計	1,502,460,000	1,455,295,128	1,322,846,336	132,448,792		

【歳出】

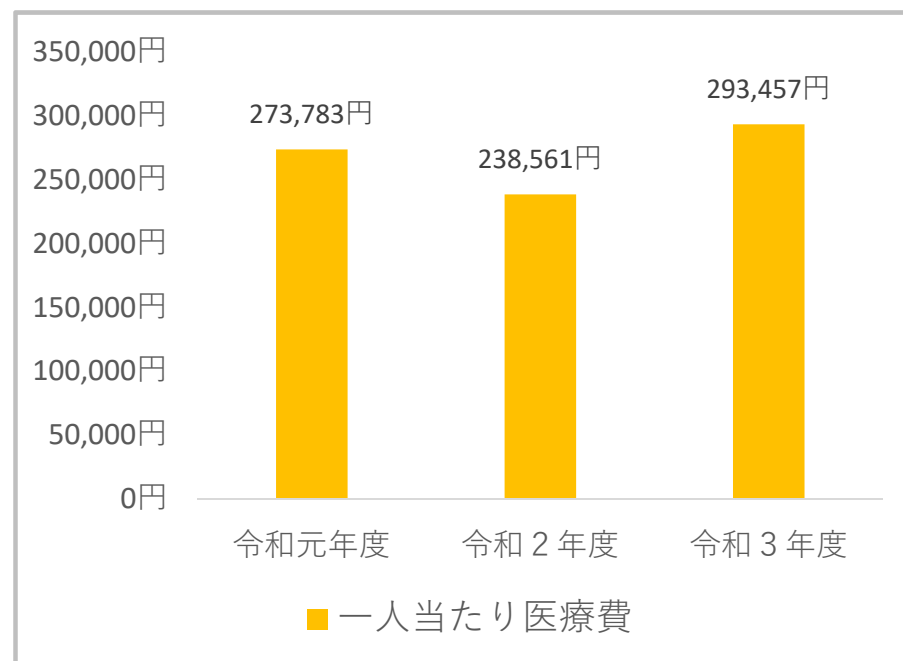
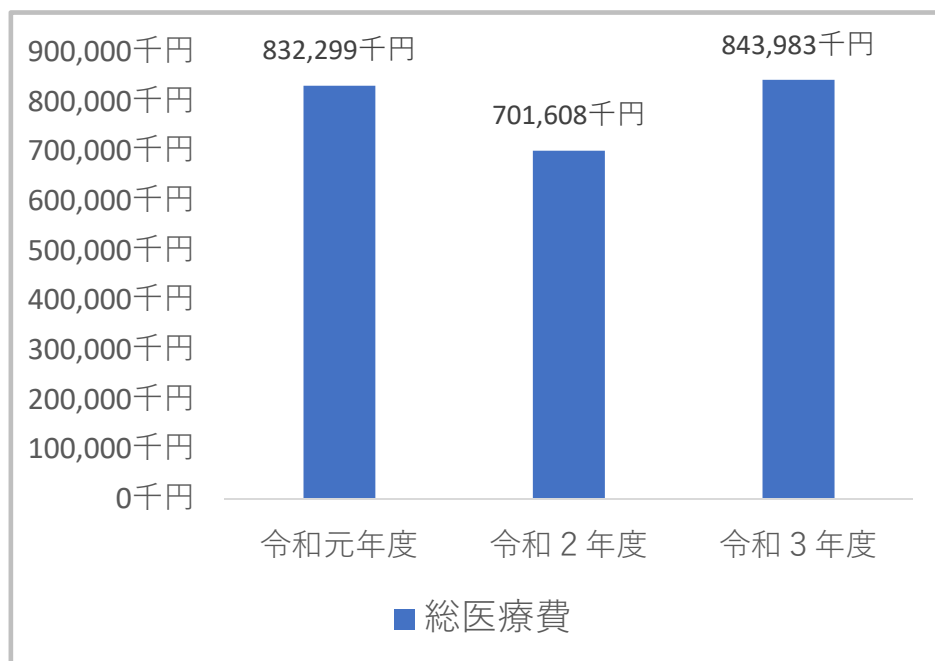
科目	令和3年度		前年度決算額	前年度決算額との比較	備考
	予算額	決算額			
総務費	30,415,000	29,398,415	44,511,288	△ 15,112,873	職員給与費、一般管理費、徴税費、運営協議会費
保険給付費	904,525,000	855,993,307	710,674,120	145,319,187	療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等
国民健康保険事業費納付金	550,612,000	550,611,000	547,827,000	2,784,000	国保都道府県化に係る北海道へ納める納付金
保健事業費	12,712,000	11,587,394	10,050,343	1,537,051	特定健診費用、予防接種扶助費、医療費通知等
基金積立金	18,000	17,051	33,126	△ 16,075	基金利子積立金
その他	4,178,000	3,102,813	3,374,497	△ 271,684	保険税還付金、国庫負担金精算に係る返還金、財政安定化基金拠出金等
歳出合計	1,502,460,000	1,450,709,980	1,316,470,374	134,239,606	

歳入合計	1,455,295,128
歳出合計	1,450,709,980
歳入歳出差引額 (繰越額)	4,585,148

○被保険者数の推移（各年度末）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
世 帯 数	1, 4 9 4 世帯	1, 4 6 8 世帯	1, 4 2 5 世帯	対前年比 △43世帯
被保険者数	3, 0 6 4 人	2, 9 9 9 人	2, 8 9 6 人	対前年比 △103人
前期高齢者 (65歳～74歳)	1, 0 8 8 人	1, 0 7 8 人	1, 0 6 1 人	対前年比 △17人

○医療費の推移（総医療費及び一人当たり医療費の推移）



○収納率の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
現年度分	一般被保険者	99.05%	98.81%	99.24%	対前年比 +0.43%
	退職被保険者	100.00%	0.00%	0.00%	
	合計	99.05%	98.81%	99.24%	対前年比 +0.43%
滞納 繰越分	一般被保険者	18.17%	24.19%	24.46%	対前年比 +0.27%
	退職被保険者	26.32%	4.18%	0.76%	対前年比 △3.42%
	合計	18.41%	23.70%	23.87%	対前年比 +0.17%

○国民健康保険財政調整基金額の推移

令和3年度	当初基金残高	206,494千円
	取崩額	49,000千円
	積立額	17千円
	年度末基金残高	157,511千円
(参考) 令和4年度	取崩見込額	31,984千円

議案第 1 号

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険条例（平成21年条例第130号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和4年6月9日提出

湧別町長 刈 田 智 之

1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について①

令和4年度税制改正大綱が令和3年12月24日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を65万円（改正前63万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（改正前19万円）に引き上げるもの。

区分	令和3年度（現行）	令和4年度（改正後）	引き上げ額
医療分	63万円	65万円	2万円
支援金分	19万円	20万円	1万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	99万円	102万円	3万円

【賦課限度額の見直しの背景】

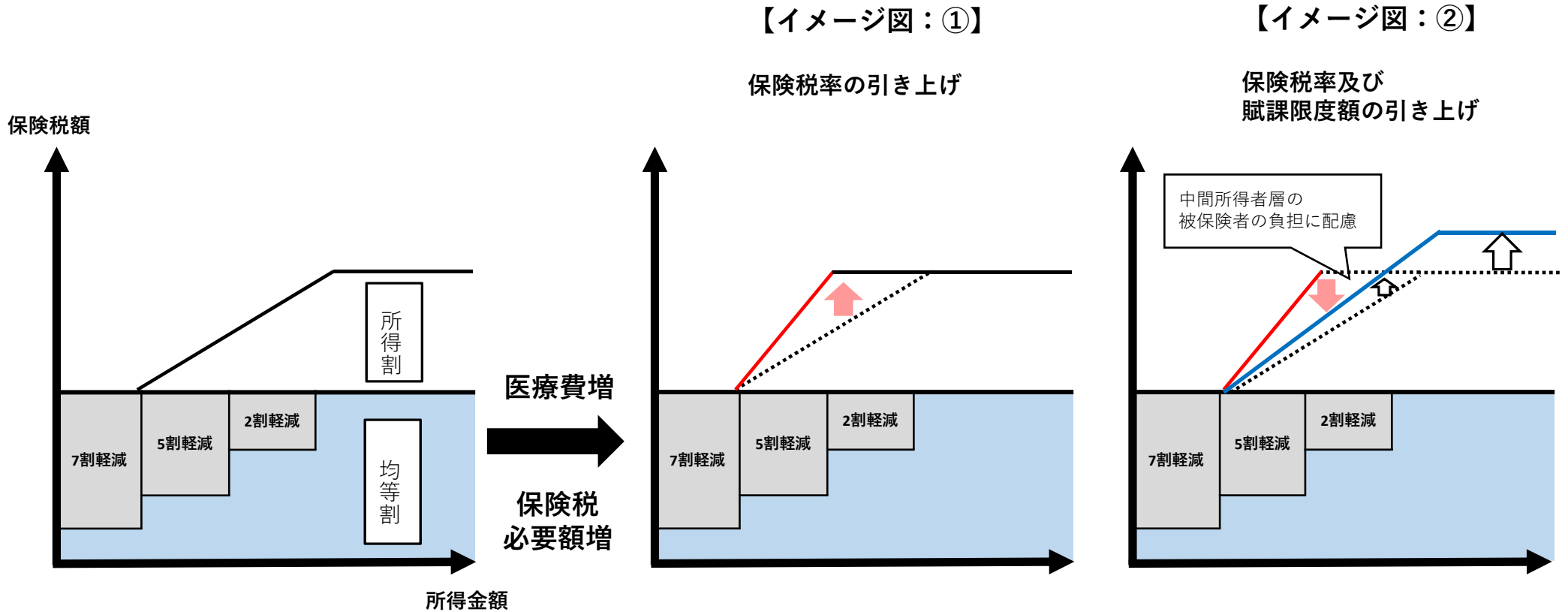
※社会保障審議会医療保険部会資料抜粋

- 医療保険制度における保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。
- 高齢化等の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、
 - ・保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得者層の負担が重くなる。【イメージ図：①】
 - ・保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得者層により多く負担いただくこととなるが、中間所得者層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】

【イメージ図】

※医療費が増加し確保すべき保険税収入額が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するため、

- ①保険税率の引き上げ
- ②保険税率及び賦課限度額の引き上げを行った場合



1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について②

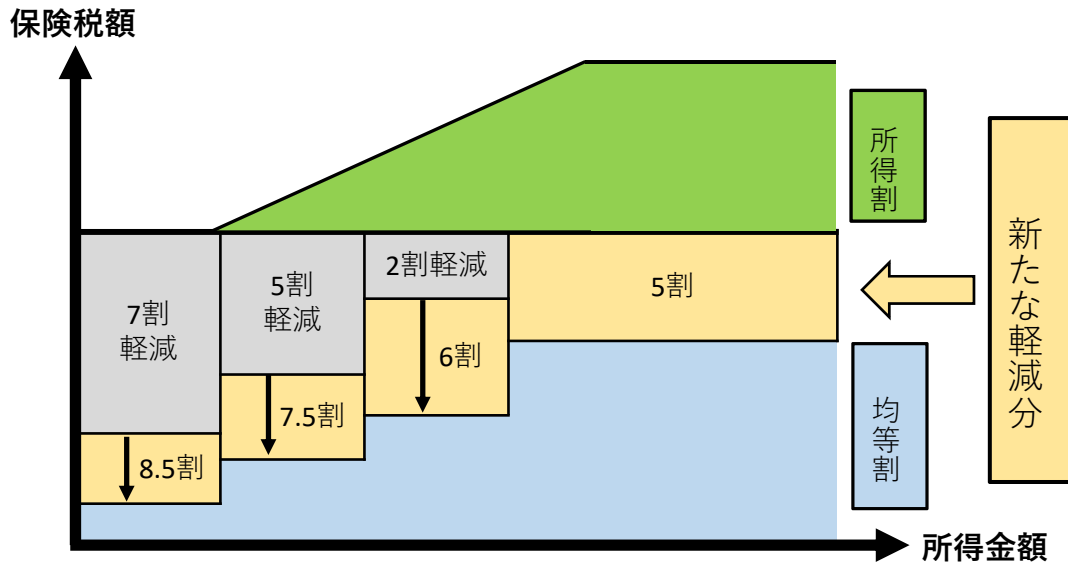
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、国民健康保険法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額について5割を軽減する。

なお、法定軽減(7割・5割・2割)に該当する未就学児は、軽減後の均等割額の5割を軽減する。

【軽減イメージ】



未就学児1人に係る均等割額				
法定軽減区分	均等割額(法定軽減後)	未就学児減額分	減額後均等割額	備考
7割軽減	11,400円	5,700円	5,700円	8.5割軽減
5割軽減	19,000円	9,500円	9,500円	7.5割軽減
2割軽減	30,400円	15,200円	15,200円	6割軽減
軽減なし	38,000円	19,000円	19,000円	5割軽減

※ 均等割額 医療分 30,000円+後期分 8,000円 = 38,000円

※その他

昨年度の第1回運営協議会の中で議題としておりました、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する減免措置の条例改正について、昨年度同様、令和4年度においても減免措置を適用する条例改正を併せて6月議会に提案する予定となっております。

<参考>

○未就学児軽減対象者数 約140人

○均等割額軽減額 約2,115千円

※現行の保険税率及び今回の制度改正を含めた試算

○国・地方の財政負担割合：国 1 / 2、北海道 1 / 4、湧別町 1 / 4